

議案第55号説明資料

令和元年12月3日

消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例

資料

改正概要 1

改正内容 1～2

新旧対照表 3～27

財政課

消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例

1 改正概要

消費税法及び地方消費税法の一部改正に伴い、令和元年 10 月 1 日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられ、公共施設の維持管理等に係る費用が増加したことから、使用料等について利用者への消費税等相当額を転嫁した額とするため、関係条例の規定の整備を行うものです。

2 改正内容

(1) 改正する条例

次に掲げる条例に規定されている使用料等について、消費税率等の引上げに対応した額に改定します。

- ①大磯町立ふれあい会館条例
- ②大磯町世代交流センターさざんか荘条例
- ③大磯町横溝千鶴子記念障害福祉センター条例
- ④大磯町立福祉センターの設置及び管理等に関する条例
- ⑤大磯町横溝千鶴子記念子育て支援総合センター条例
- ⑥大磯町立武道館条例
- ⑦大磯町立学校屋外運動場夜間照明施設使用条例
- ⑧大磯町都市公園条例
- ⑨ポートハウスてるがさきの設置、管理等に関する条例
- ⑩鳴立庵の設置、管理等に関する条例
- ⑪大磯町公立学校使用条例
- ⑫大磯町立図書館の設置、管理等に関する条例
- ⑬大磯町郷土資料館条例
- ⑭大磯町生涯学習館条例
- ⑮大磯町駐車場使用料条例
- ⑯大磯町営自転車等駐車場条例
- ⑰大磯町廃棄物の処理及び清掃に関する条例

(2) 施行日

令和 2 年 4 月 1 日

(3) 経過措置

この条例による改正後の規定は、施行日以後に行う施設の使用等に係る使用料等に

ついて適用し、施行日前に行った施設の使用等については、なお従前の例によるものとします。

(4) 準備行為

この条例の改正後の規定による使用料等の徴収その他の必要な手続及び行為は、施行日前においても行うことができるものとします。

大磯町立ふれあい会館条例 新旧対照表（第1条関係）

改正案	現行																																																								
第1条～第8条 省略	第1条～第8条 省略																																																								
<p>附 則 <u>（施行期日）</u></p>																																																									
<p>1 この条例は、令和2年4月1日（以下「<u>施行日</u>」という。）から施行する。</p>																																																									
<p><u>（経過措置）</u></p> <p>2 この条例による改正後の規定は、<u>施行日以後に行う施設の使用等に係る使用料、利用料金、観覧料及び手数料（以下「<u>使用料等</u>」という。）について適用し、施行日以前に行った施設の使用等については、なお従前の例による。</u></p>																																																									
<p><u>（準備行為）</u></p>																																																									
<p>3 この条例の改正後の規定による使用料等の徴収その他の必要な手続及び行為は、<u>施行日以前においても行うことができる。</u></p>																																																									
別表（第5条関係）	別表（第5条関係）																																																								
大磯町立ふれあい会館集会室等使用料	大磯町立ふれあい会館集会室等使用料																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>使用料（1時間につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">教養娯楽室（和室）</td> <td>町内</td> <td>320円</td> </tr> <tr> <td>町外</td> <td>630円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第一集会室</td> <td>町内</td> <td>320円</td> </tr> <tr> <td>町外</td> <td>630円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第二集会室</td> <td>町内</td> <td>320円</td> </tr> <tr> <td>町外</td> <td>630円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第三集会室（和室）</td> <td>町内</td> <td>320円</td> </tr> <tr> <td>町外</td> <td>630円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大集会室</td> <td>町内</td> <td>530円</td> </tr> <tr> <td>町外</td> <td>1,050円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		使用料（1時間につき）	教養娯楽室（和室）	町内	320円	町外	630円	第一集会室	町内	320円	町外	630円	第二集会室	町内	320円	町外	630円	第三集会室（和室）	町内	320円	町外	630円	大集会室	町内	530円	町外	1,050円	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>使用料（1時間につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">教養娯楽室（和室）</td> <td>町内</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>町外</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第一集会室</td> <td>町内</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>町外</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第二集会室</td> <td>町内</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>町外</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第三集会室（和室）</td> <td>町内</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>町外</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大集会室</td> <td>町内</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>町外</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		使用料（1時間につき）	教養娯楽室（和室）	町内	300円	町外	600円	第一集会室	町内	300円	町外	600円	第二集会室	町内	300円	町外	600円	第三集会室（和室）	町内	300円	町外	600円	大集会室	町内	500円	町外	1,000円
区分		使用料（1時間につき）																																																							
教養娯楽室（和室）	町内	320円																																																							
	町外	630円																																																							
第一集会室	町内	320円																																																							
	町外	630円																																																							
第二集会室	町内	320円																																																							
	町外	630円																																																							
第三集会室（和室）	町内	320円																																																							
	町外	630円																																																							
大集会室	町内	530円																																																							
	町外	1,050円																																																							
区分		使用料（1時間につき）																																																							
教養娯楽室（和室）	町内	300円																																																							
	町外	600円																																																							
第一集会室	町内	300円																																																							
	町外	600円																																																							
第二集会室	町内	300円																																																							
	町外	600円																																																							
第三集会室（和室）	町内	300円																																																							
	町外	600円																																																							
大集会室	町内	500円																																																							
	町外	1,000円																																																							

大磯町世代交流センターさざんか荘条例 新旧対照表（第2条関係）

改正案				現行				
第1条～第9条 省略				第1条～第9条 省略				
<p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、令和2年4月1日（以下「<u>施行日</u>」という。）から施行する。</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 この条例による改正後の規定は、<u>施行日以後に行う施設の使用等に係る使用料、利用料金、観覧料及び手数料（以下「<u>使用料等</u>」という。）について適用し、施行日前に行った施設の使用等については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>(準備行為)</u></p> <p>3 この条例の改正後の規定による使用料等の徴収その他の必要な手続及び行為は、<u>施行日前においても行うことができる。</u></p>								
<u>別表（第6条関係）</u>				<u>別表（第6条関係）</u>				
区分		使用料		区分		使用料		
老人福祉センター	大集会室	町内	1時間につき 530円	大集会室	町内	1時間につき 500円		
		町外	1時間につき 1,050円		町外	1時間につき 1,000円		
	第1 娯楽室	町内	1時間につき 210円	第1 娯楽室	町内	1時間につき 200円		
		町外	1時間につき 420円		町外	1時間につき 400円		
	第2 娯楽室	町内	1時間につき 210円	第2 娯楽室	町内	1時間につき 200円		
		町外	1時間につき 420円		町外	1時間につき 400円		
	会議室	町内	1時間につき 210円	会議室	町内	1時間につき 200円		
		町外	1時間につき 420円		町外	1時間につき 400円		
	浴室	大人	町内	1人1回につき 210円	浴室	大人	町内	1人1回につき 200円
			町外	1人1回につき 310円			町外	1人1回につき 300円
子ども又は障がい者		1人1回につき 110円	子ども又は障がい者	1人1回につき 100円				
岩田孝八記念室内競技場		町内	1時間につき 840円	岩田孝八記念室内競技場		町内	1時間につき 800円	
		町外	1時間につき 1,680円			町外	1時間につき 1,600円	

大磯町横溝千鶴子記念障害福祉センター条例 新旧対照表 (第3条関係)

改正案	現行																						
<p>第1条～第8条 省略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u> (<u>施行期日</u>)</p> <p>1 この条例は、令和2年4月1日（以下「<u>施行日</u>」という。）から<u>施行する。</u> (<u>経過措置</u>)</p> <p>2 この条例による改正後の規定は、<u>施行日以後に行う施設の使用等に係る使用料、利用料金、観覧料及び手数料（以下「<u>使用料等</u>」という。）について適用し、施行日前に行った施設の使用等については、なお従前の例による。</u> (<u>準備行為</u>)</p> <p>3 この条例の改正後の規定による使用料等の徴収その他の必要な手続及び行為は、<u>施行日前においても行うことができる。</u></p>	<p>第1条～第8条 省略</p>																						
<p>5 <u>別表（第5条関係）</u> <u>会議室等使用料</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">使用料（1時間につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">会議室1</td> <td>町内 210円</td> </tr> <tr> <td>町外 420円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">会議室2</td> <td>町内 210円</td> </tr> <tr> <td>町外 420円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ダイルーム</td> <td>町内 530円</td> </tr> <tr> <td>町外 1,050円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料（1時間につき）	会議室1	町内 210円	町外 420円	会議室2	町内 210円	町外 420円	ダイルーム	町内 530円	町外 1,050円	<p><u>別表（第5条関係）</u> <u>会議室等使用料</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">使用料（1時間につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">会議室1</td> <td>町内 200円</td> </tr> <tr> <td>町外 400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">会議室2</td> <td>町内 200円</td> </tr> <tr> <td>町外 400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ダイルーム</td> <td>町内 500円</td> </tr> <tr> <td>町外 1,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料（1時間につき）	会議室1	町内 200円	町外 400円	会議室2	町内 200円	町外 400円	ダイルーム	町内 500円	町外 1,000円
区分	使用料（1時間につき）																						
会議室1	町内 210円																						
	町外 420円																						
会議室2	町内 210円																						
	町外 420円																						
ダイルーム	町内 530円																						
	町外 1,050円																						
区分	使用料（1時間につき）																						
会議室1	町内 200円																						
	町外 400円																						
会議室2	町内 200円																						
	町外 400円																						
ダイルーム	町内 500円																						
	町外 1,000円																						

大磯町立福祉センターの設置及び管理等に関する条例 新旧対照表（第4条関係）

改正案	現行																																				
<p>第1条～第27条 省略</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 この条例による改正後の規定は、施行日以後に行う施設の使用等に係る使用料、利用料金、観覧料及び手数料（以下「使用料等」という。）について適用し、施行日前に行った施設の使用等については、なお従前の例による。</p> <p><u>(準備行為)</u></p> <p>3 この条例の改正後の規定による使用料等の徴収その他の必要な手続及び行為は、施行日前においても行うことができる。</p>	<p>第1条～第27条 省略</p>																																				
<p>別表第1 省略</p>	<p>別表第1 省略</p>																																				
<p>別表第2（第23条関係）</p> <p><u>相談室等利用料金</u></p> <table border="1" data-bbox="129 938 1061 1230"> <thead> <tr> <th colspan="2"><u>区分</u></th> <th><u>利用料金（1時間につき）</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1相談室</td> <td>町内</td> <td>210円</td> </tr> <tr> <td>町外</td> <td>420円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2相談室</td> <td>町内</td> <td>210円</td> </tr> <tr> <td>町外</td> <td>420円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">レクリエーション室</td> <td>町内</td> <td>530円</td> </tr> <tr> <td>町外</td> <td>1,050円</td> </tr> </tbody> </table>	<u>区分</u>		<u>利用料金（1時間につき）</u>	第1相談室	町内	210円	町外	420円	第2相談室	町内	210円	町外	420円	レクリエーション室	町内	530円	町外	1,050円	<p>別表第2（第23条関係）</p> <p><u>相談室等利用料金</u></p> <table border="1" data-bbox="1128 938 2060 1230"> <thead> <tr> <th colspan="2"><u>区分</u></th> <th><u>利用料金（1時間につき）</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1相談室</td> <td>町内</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>町外</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2相談室</td> <td>町内</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>町外</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">レクリエーション室</td> <td>町内</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>町外</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table>	<u>区分</u>		<u>利用料金（1時間につき）</u>	第1相談室	町内	200円	町外	400円	第2相談室	町内	200円	町外	400円	レクリエーション室	町内	500円	町外	1,000円
<u>区分</u>		<u>利用料金（1時間につき）</u>																																			
第1相談室	町内	210円																																			
	町外	420円																																			
第2相談室	町内	210円																																			
	町外	420円																																			
レクリエーション室	町内	530円																																			
	町外	1,050円																																			
<u>区分</u>		<u>利用料金（1時間につき）</u>																																			
第1相談室	町内	200円																																			
	町外	400円																																			
第2相談室	町内	200円																																			
	町外	400円																																			
レクリエーション室	町内	500円																																			
	町外	1,000円																																			

大磯町横溝千鶴子記念子育て支援総合センター条例 新旧対照表 (第5条関係)

改正案	現行
<p>第1条～第6条 省略 (使用料)</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 使用料の額は、1時間につき <u>320円</u>とする。</p> <p>3・4 省略</p> <p>第8条～第10条 省略</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この条例による改正後の規定は、施行日以後に行う施設の使用等に係る使用料、利用料金、観覧料及び手数料（以下「使用料等」という。）について適用し、施行日前に行った施設の使用等については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>(準備行為)</u></p> <p>3 <u>この条例の改正後の規定による使用料等の徴収その他の必要な手続及び行為は、施行日前においても行うことができる。</u></p>	<p>第1条～第6条 省略 (使用料)</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 使用料の額は、1時間につき <u>300円</u>とする。</p> <p>3・4 省略</p> <p>第8条～第10条 省略</p>

大磯町立武道館条例 新旧対照表 (第6条関係)

改正案	現行																																				
<p>第1条～第13条 省略</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、令和2年4月1日（以下「<u>施行日</u>」という。）から施行する。</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 この条例による改正後の規定は、<u>施行日以後に行う施設の使用等に係る使用料、利用料金、観覧料及び手数料（以下「<u>使用料等</u>」という。）について適用し、施行日前に行った施設の使用等については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>(準備行為)</u></p> <p>3 この条例の改正後の規定による使用料等の徴収その他の必要な手続及び行為は、<u>施行日前においても行うことができる。</u></p>	<p>第1条～第13条 省略</p>																																				
<p>別表（第10条関係） <u>武道館使用料</u></p> <p style="text-align: right;"><u>(1時間につき)</u></p> <table border="1" data-bbox="129 911 1097 1289"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>武道に使用</th> <th>武道以外に使用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">柔道場</td> <td>町内</td> <td>210 円</td> <td>530 円</td> </tr> <tr> <td>町外</td> <td>420 円</td> <td>1,050 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">剣道場</td> <td>町内</td> <td>210 円</td> <td>530 円</td> </tr> <tr> <td>町外</td> <td>420 円</td> <td>1,050 円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		武道に使用	武道以外に使用	柔道場	町内	210 円	530 円	町外	420 円	1,050 円	剣道場	町内	210 円	530 円	町外	420 円	1,050 円	<p>別表（第10条関係） <u>武道館使用料</u></p> <p style="text-align: right;"><u>(1時間につき)</u></p> <table border="1" data-bbox="1149 911 2112 1289"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>武道に使用</th> <th>武道以外に使用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">柔道場</td> <td>町内</td> <td>200 円</td> <td>500 円</td> </tr> <tr> <td>町外</td> <td>400 円</td> <td>1,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">剣道場</td> <td>町内</td> <td>200 円</td> <td>500 円</td> </tr> <tr> <td>町外</td> <td>400 円</td> <td>1,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		武道に使用	武道以外に使用	柔道場	町内	200 円	500 円	町外	400 円	1,000 円	剣道場	町内	200 円	500 円	町外	400 円	1,000 円
区分		武道に使用	武道以外に使用																																		
柔道場	町内	210 円	530 円																																		
	町外	420 円	1,050 円																																		
剣道場	町内	210 円	530 円																																		
	町外	420 円	1,050 円																																		
区分		武道に使用	武道以外に使用																																		
柔道場	町内	200 円	500 円																																		
	町外	400 円	1,000 円																																		
剣道場	町内	200 円	500 円																																		
	町外	400 円	1,000 円																																		

大磯町立学校屋外運動場夜間照明施設使用条例 新旧対照表（第7条関係）

改正案

第1条～第10条 省略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の規定は、施行日以後に行う施設の使用等に係る使用料、利用料金、観覧料及び手数料（以下「使用料等」という。）について適用し、施行日前に行った施設の使用等については、なお従前の例による。

(準備行為)

3 この条例の改正後の規定による使用料等の徴収その他の必要な手続及び行為は、施行日前においても行うことができる。

別表（第4条関係）

<u>区分</u>	<u>使用料の額</u>
<u>A（1回につき）</u>	<u>5,240円</u>
<u>B（1回につき）</u>	<u>2,100円</u>

備考

- 1 1回の使用時間は、2時間30分とする。
- 2 テニスコート、バレーコートを使用する料金は区分Bによる。
- 3 区分Aに係る使用料の額は、同一時間帯内に区分Bに係るコートが使用される場合に限り、3,150円とする。

現行

第1条～第10条 省略

別表（第4条関係）

<u>区分</u>	<u>使用料の額</u>
<u>A（1回につき）</u>	<u>5,000円</u>
<u>B（1回につき）</u>	<u>2,000円</u>

備考

- 1 1回の使用時間は、2時間30分とする。
- 2 テニスコート、バレーコートを使用する料金は区分Bによる。
- 3 区分Aに係る使用料の額は、同一時間帯内に区分Bに係るコートが使用される場合に限り、3,000円とする。

大磯町都市公園条例 新旧対照表（第8条関係）

改正案	現行																														
<p>第1条～第18条 省略</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 この条例による改正後の規定は、施行日以後に行う施設の使用等に係る使用料、利用料金、観覧料及び手数料（以下「使用料等」という。）について適用し、施行日前に行った施設の使用等については、なお従前の例による。</p> <p><u>(準備行為)</u></p> <p>3 この条例の改正後の規定による使用料等の徴収その他の必要な手続及び行為は、施行日前においても行うことができる。</p>	<p>第1条～第18条 省略</p>																														
<p>別表第1～別表第1の3 省略 別表第2（第10条関係） 1、2 省略 3 第10条第1項第3号の場合の使用料</p>	<p>別表第1～別表第1の3 省略 別表第2（第10条関係） 1、2 省略 3 第10条第1項第3号の場合の使用料</p>																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>行為の種類</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>露店</td> <td>1平方メートル 1日につき</td> <td>60円</td> </tr> <tr> <td>行商</td> <td>1日につき</td> <td>110円</td> </tr> <tr> <td>常時業として行う写真撮影</td> <td>撮影機（写真機） 1台1月につき</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>臨時に会費を徴収して写真コンテスト撮影会を行うとき</td> <td>1日につき</td> <td>1,050円</td> </tr> </tbody> </table>	行為の種類	単位	金額	露店	1平方メートル 1日につき	60円	行商	1日につき	110円	常時業として行う写真撮影	撮影機（写真機） 1台1月につき	1,000円	臨時に会費を徴収して写真コンテスト撮影会を行うとき	1日につき	1,050円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>行為の種類</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>露店</td> <td>1平方メートル 1日につき</td> <td>50円</td> </tr> <tr> <td>行商</td> <td>1日につき</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>常時業として行う写真撮影</td> <td>撮影機（写真機） 1台1月につき</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>臨時に会費を徴収して写真コンテスト撮影会を行うとき</td> <td>1日につき</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table>	行為の種類	単位	金額	露店	1平方メートル 1日につき	50円	行商	1日につき	100円	常時業として行う写真撮影	撮影機（写真機） 1台1月につき	1,000円	臨時に会費を徴収して写真コンテスト撮影会を行うとき	1日につき	1,000円
行為の種類	単位	金額																													
露店	1平方メートル 1日につき	60円																													
行商	1日につき	110円																													
常時業として行う写真撮影	撮影機（写真機） 1台1月につき	1,000円																													
臨時に会費を徴収して写真コンテスト撮影会を行うとき	1日につき	1,050円																													
行為の種類	単位	金額																													
露店	1平方メートル 1日につき	50円																													
行商	1日につき	100円																													
常時業として行う写真撮影	撮影機（写真機） 1台1月につき	1,000円																													
臨時に会費を徴収して写真コンテスト撮影会を行うとき	1日につき	1,000円																													

改正案

業として行う映画の撮影又は興行	1日につき	2,100円
競技会、展示会その他これらに類する行為	1平方メートル 1日につき	2円

別表第3（第5条の13、第5条の19関係）
有料公園施設の利用料金の上限額

名称	区分		単位	金額	
大磯運動公園	テニスコート	町内	1時間1面につき	630円	
		町外		1,260円	
	テニスコート照明設備		1時間1面につき	840円	
	野球場	町内	1時間につき	2,100円	
		町外		4,200円	
	野球場照明設備	全点灯		1時間につき	4,200円
		2分の1点灯		1時間につき	2,100円
	多目的広場	半面専用利用	町内	1時間につき	840円
			町外		1,680円

現行

業として行う映画の撮影又は興行	1日につき	2,000円
競技会、展示会その他これらに類する行為	1平方メートル 1日につき	1円

別表第3（第5条の13、第5条の19関係）
有料公園施設の利用料金の上限額

名称	区分		単位	金額	
大磯運動公園	テニスコート	町内	1時間1面につき	600円	
		町外		1,200円	
	テニスコート照明設備		1時間1面につき	800円	
	野球場	町内	1時間につき	2,000円	
		町外		4,000円	
	野球場照明設備	全点灯		1時間につき	4,000円
		2分の1点灯		1時間につき	2,000円
	多目的広場	半面専用利用	町内	1時間につき	800円
町外				1,600円	

改正案					現行						
		1面専用利用	町内	1時間につき	1,680円			1面専用利用	町内	1時間につき	1,600円
			町外		3,360円				町外		3,200円
	温水シャワー			1回につき	110円		温水シャワー			1回につき	100円
備考					備考						
1 町内とは、本町に住所を有する者が代表者である団体をいい、町外とは、本町に住所を有しない者が代表者である団体をいう。					1 町内とは、本町に住所を有する者が代表者である団体をいい、町外とは、本町に住所を有しない者が代表者である団体をいう。						
2 専用利用とは利用者が広場を専用して利用することをいう。					2 専用利用とは利用者が広場を専用して利用することをいう。						
3 利用者が営利を目的としないが入場料等を徴収する場合又は営利目的とするが入場料を徴収しない場合は、規定の料金の10倍に相当する額とする。					3 利用者が営利を目的としないが入場料等を徴収する場合又は営利目的とするが入場料を徴収しない場合は、規定の料金の10倍に相当する額とする。						
4 利用者が営利を目的として利用し、かつ、入場料等を徴収する場合は、規定の利用料金の30倍に相当する額とする。					4 利用者が営利を目的として利用し、かつ、入場料等を徴収する場合は、規定の利用料金の30倍に相当する額とする。						

ポートハウスてるがさきの設置、管理等に関する条例 新旧対照表（第9条関係）

改正案

第1条～第6条 省略

(使用料)

第7条 省略

2 使用料の額は、次の表に定めるとおりとする。

(1) 照ヶ崎プール開設期間

利用施設	区分	使用料	
		個人	団体（10人以上）
照ヶ崎プール 管理休憩棟温水シ ャワー	町内	310円	210円
	町外	410円	310円

備考

- 1 中学生以下の者は、無料とする。
- 2 町内とは本町に住所を有する者をいい、町外とは本町に住所を有しない者をいう。
- 3 団体の使用料に係る町内及び町外の適用については、個人ごとに行う。

(2) 照ヶ崎プール開設期間以外の期間

利用施設	使用料
管理休憩棟温水シャワー	210円

備考 小学校就学前の者は、無料とする。

3 省略

第8条～第17条 省略

(利用料金)

第18条 省略

2 利用料金の額は、次の表に定める額を超えない範囲内で、指定管理者が町長の承認を得て定める。

(1) 照ヶ崎プール開設期間

利用施設	区分	利用料金	
		個人	団体 (10人以上)
照ヶ崎プール 管理休憩棟温	大人	町内	310円
		町外	410円
			210円
			310円

現行

第1条～第6条 省略

(使用料)

第7条 省略

2 使用料の額は、次の表に定めるとおりとする。

(1) 照ヶ崎プール開設期間

利用施設	区分	使用料	
		個人	団体（10人以上）
照ヶ崎プール 管理休憩棟温水シ ャワー	町内	300円	200円
	町外	400円	300円

備考

- 1 中学生以下の者は、無料とする。
- 2 町内とは本町に住所を有する者をいい、町外とは本町に住所を有しない者をいう。
- 3 団体の使用料に係る町内及び町外の適用については、個人ごとに行う。

(2) 照ヶ崎プール開設期間以外の期間

利用施設	使用料
管理休憩棟温水シャワー	200円

備考 小学校就学前の者は、無料とする。

3 省略

第8条～第17条 省略

(利用料金)

第18条 省略

2 利用料金の額は、次の表に定める額を超えない範囲内で、指定管理者が町長の承認を得て定める。

(1) 照ヶ崎プール開設期間

利用施設	区分	利用料金	
		個人	団体 (10人以上)
照ヶ崎プール 管理休憩棟温	大人	町内	300円
		町外	400円
			200円
			300円

改正案

現行

水シャワー	小人	町内	無料	無料
	(小・中学生)	町外	210円	160円

水シャワー	小人	町内	無料	無料
	(小・中学生)	町外	200円	150円

備考

- 1 小学校就学前の者は、無料とする。
- 2 町内とは本町に住所を有する者をいい、町外とは本町に住所を有しない者をいう。
- 3 団体の利用料金に係る町内及び町外の適用については、個人ごとに行う。

(2) 照ヶ崎プール開設期間以外の期間

利用施設	利用料金
管理休憩棟温水シャワー	210円

備考 小学校就学前の者は、無料とする。

3・4 省略
第19条～第22条 省略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の規定は、施行日以後に行う施設の使用等に係る使用料、利用料金、観覧料及び手数料（以下「使用料等」という。）について適用し、施行日前に行った施設の使用等については、なお従前の例による。

(準備行為)

3 この条例の改正後の規定による使用料等の徴収その他の必要な手続及び行為は、施行日前においても行うことができる。

備考

- 1 小学校就学前の者は、無料とする。
- 2 町内とは本町に住所を有する者をいい、町外とは本町に住所を有しない者をいう。
- 3 団体の利用料金に係る町内及び町外の適用については、個人ごとに行う。

(2) 照ヶ崎プール開設期間以外の期間

利用施設	利用料金
管理休憩棟温水シャワー	200円

備考 小学校就学前の者は、無料とする。

3・4 省略
第19条～第22条 省略

鳴立庵の設置、管理等に関する条例 新旧対照表 (第10条関係)

改正案	現行																														
<p>第1条～第20条 省略</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、令和2年4月1日（以下「<u>施行日</u>」という。）から<u>施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 この条例による改正後の規定は、<u>施行日以後に行う施設の使用等に係る使用料、利用料金、観覧料及び手数料（以下「<u>使用料等</u>」という。）について適用し、施行日前に行った施設の使用等については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>(準備行為)</u></p> <p>3 この条例の改正後の規定による使用料等の徴収その他の必要な手続及び行為は、<u>施行日前においても行うことができる。</u></p> <p><u>別表第1（第15条関係）</u> <u>施設の利用に係る料金の上限額</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">句会、講演会、講座等</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1時間</td> <td style="text-align: right;">町内 310円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">町外 620円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">展示、展覧会等</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1日</td> <td style="text-align: right;">町内 2,040円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">町外 4,080円</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>備考</u></p> <p>1 <u>町内とは本町に住所を有する者が代表者である団体をいい、町外とは本町に住所を有しない者が代表者である団体をいう。</u></p> <p>2 <u>施設利用者が営利を目的として利用する場合は、上記の金額の10倍に相当する額を上限額とする。</u></p> <p>3 <u>町長が鳴立庵の管理運営を行うときは、上記の金額を使用料として徴収する。</u></p> <p><u>別表第2（第15条関係）</u> <u>入庵に係る料金の上限額</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額（1人当たり）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"> </td> <td style="text-align: center;"> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額	句会、講演会、講座等	1時間	町内 310円	町外 620円	展示、展覧会等	1日	町内 2,040円	町外 4,080円	区分	金額（1人当たり）			<p>第1条～第20条 省略</p> <p><u>別表第1（第15条関係）</u> <u>施設の利用に係る料金の上限額</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">句会、講演会、講座等</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1時間</td> <td style="text-align: right;">町内 300円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">町外 600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">展示、展覧会等</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1日</td> <td style="text-align: right;">町内 2,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">町外 4,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>備考</u></p> <p>1 <u>町内とは本町に住所を有する者が代表者である団体をいい、町外とは本町に住所を有しない者が代表者である団体をいう。</u></p> <p>2 <u>施設利用者が営利を目的として利用する場合は、上記の金額の10倍に相当する額を上限額とする。</u></p> <p>3 <u>町長が鳴立庵の管理運営を行うときは、上記の金額を使用料として徴収する。</u></p> <p><u>別表第2（第15条関係）</u> <u>入庵に係る料金の上限額</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額（1人当たり）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"> </td> <td style="text-align: center;"> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額	句会、講演会、講座等	1時間	町内 300円	町外 600円	展示、展覧会等	1日	町内 2,000円	町外 4,000円	区分	金額（1人当たり）		
区分	単位	金額																													
句会、講演会、講座等	1時間	町内 310円																													
		町外 620円																													
展示、展覧会等	1日	町内 2,040円																													
		町外 4,080円																													
区分	金額（1人当たり）																														
区分	単位	金額																													
句会、講演会、講座等	1時間	町内 300円																													
		町外 600円																													
展示、展覧会等	1日	町内 2,000円																													
		町外 4,000円																													
区分	金額（1人当たり）																														

改正案				現行			
		個人	団体（20人以上）			個人	団体（20人以上）
大人		510円	410円	大人		500円	400円
小人（小・中学生）		260円	210円	小人（小・中学生）		250円	200円
備考				備考			
1 小学生未満は、無料とする。				1 小学生未満は、無料とする。			
2 町長が鳴立庵の管理運営を行うときは、別表第3に定める金額を入庵料として徴収する。				2 町長が鳴立庵の管理運営を行うときは、別表第3に定める金額を入庵料として徴収する。			
別表第3（別表第2関係）				別表第3（別表第2関係）			
入庵料				入庵料			
区分		金額（1人当たり）		区分		金額（1人当たり）	
		個人	団体（20人以上）			個人	団体（20人以上）
大人	町内	110円	90円	大人	町内	100円	80円
	町外	210円	170円		町外	200円	160円
小人（小・中学生）	町内	60円	50円	小人（小・中学生）	町内	50円	40円
	町外	110円	90円		町外	100円	80円
備考				備考			
1 町内とは本町に住所を有する者をいい、町外とは本町に住所を有しない者をいう。				1 町内とは本町に住所を有する者をいい、町外とは本町に住所を有しない者をいう。			
2 団体の入庵料に係る町内及び町外の適用については、個人ごとに行う。				2 団体の入庵料に係る町内及び町外の適用については、個人ごとに行う。			

大磯町公立学校使用条例 新旧対照表 (第11条関係)

改正案	現行																																																																																																								
<p>第1条～第9条 省略</p> <p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の規定は、施行日以後に行う施設の使用等に係る使用料、利用料金、観覧料及び手数料（以下「使用料等」という。）について適用し、施行日前に行った施設の使用等については、なお従前の例による。 (準備行為)</p> <p>3 この条例の改正後の規定による使用料等の徴収その他の必要な手続及び行為は、施行日前においても行うことができる。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">自午前8時 至午後5時</th> <th colspan="2">自午後5時 至午後10時</th> <th colspan="2">自午前8時 至午後10時</th> </tr> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間</th> <th>昼間</th> <th>夜間</th> <th>昼夜間</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">講堂</td> <td>町内居住者</td> <td>530円</td> <td>町内居住者</td> <td>740円</td> <td colspan="2">町内居住者1,260円</td> </tr> <tr> <td>町外</td> <td>1,050円</td> <td>町外</td> <td>1,260円</td> <td colspan="2">町外 2,310円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の教室 (1室に付)</td> <td>町内居住者</td> <td>320円</td> <td>町内居住者</td> <td>530円</td> <td colspan="2">町内居住者 840円</td> </tr> <tr> <td>町外</td> <td>630円</td> <td>町外</td> <td>840円</td> <td colspan="2">町外 1,470円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">校庭</td> <td>町内居住者</td> <td>320円</td> <td>町内居住者</td> <td>530円</td> <td colspan="2">町内居住者 840円</td> </tr> <tr> <td>町外</td> <td>630円</td> <td>町外</td> <td>840円</td> <td colspan="2">町外 1,470円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、電話使用の場合は別に実費を納付する。</p>	種別	自午前8時 至午後5時		自午後5時 至午後10時		自午前8時 至午後10時		昼間	夜間	昼間	夜間	昼夜間	夜間	講堂	町内居住者	530円	町内居住者	740円	町内居住者1,260円		町外	1,050円	町外	1,260円	町外 2,310円		その他の教室 (1室に付)	町内居住者	320円	町内居住者	530円	町内居住者 840円		町外	630円	町外	840円	町外 1,470円		校庭	町内居住者	320円	町内居住者	530円	町内居住者 840円		町外	630円	町外	840円	町外 1,470円		<p>第1条～第9条 省略</p> <p style="text-align: center;">別表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">自午前8時 至午後5時</th> <th colspan="2">自午後5時 至午後10時</th> <th colspan="2">自午前8時 至午後10時</th> </tr> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間</th> <th>昼間</th> <th>夜間</th> <th>昼夜間</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">講堂</td> <td>町内居住者</td> <td>500円</td> <td>町内居住者</td> <td>700円</td> <td colspan="2">町内居住者1,200円</td> </tr> <tr> <td>町外</td> <td>1,000円</td> <td>町外</td> <td>1,200円</td> <td colspan="2">町外 2,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の教室 (1室に付)</td> <td>町内居住者</td> <td>300円</td> <td>町内居住者</td> <td>500円</td> <td colspan="2">町内居住者 800円</td> </tr> <tr> <td>町外</td> <td>600円</td> <td>町外</td> <td>800円</td> <td colspan="2">町外 1,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">校庭</td> <td>町内居住者</td> <td>300円</td> <td>町内居住者</td> <td>500円</td> <td colspan="2">町内居住者 800円</td> </tr> <tr> <td>町外</td> <td>600円</td> <td>町外</td> <td>800円</td> <td colspan="2">町外 1,400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、電話使用の場合は別に実費を納付する。</p>	種別	自午前8時 至午後5時		自午後5時 至午後10時		自午前8時 至午後10時		昼間	夜間	昼間	夜間	昼夜間	夜間	講堂	町内居住者	500円	町内居住者	700円	町内居住者1,200円		町外	1,000円	町外	1,200円	町外 2,200円		その他の教室 (1室に付)	町内居住者	300円	町内居住者	500円	町内居住者 800円		町外	600円	町外	800円	町外 1,400円		校庭	町内居住者	300円	町内居住者	500円	町内居住者 800円		町外	600円	町外	800円	町外 1,400円	
種別		自午前8時 至午後5時		自午後5時 至午後10時		自午前8時 至午後10時																																																																																																			
	昼間	夜間	昼間	夜間	昼夜間	夜間																																																																																																			
講堂	町内居住者	530円	町内居住者	740円	町内居住者1,260円																																																																																																				
	町外	1,050円	町外	1,260円	町外 2,310円																																																																																																				
その他の教室 (1室に付)	町内居住者	320円	町内居住者	530円	町内居住者 840円																																																																																																				
	町外	630円	町外	840円	町外 1,470円																																																																																																				
校庭	町内居住者	320円	町内居住者	530円	町内居住者 840円																																																																																																				
	町外	630円	町外	840円	町外 1,470円																																																																																																				
種別	自午前8時 至午後5時		自午後5時 至午後10時		自午前8時 至午後10時																																																																																																				
	昼間	夜間	昼間	夜間	昼夜間	夜間																																																																																																			
講堂	町内居住者	500円	町内居住者	700円	町内居住者1,200円																																																																																																				
	町外	1,000円	町外	1,200円	町外 2,200円																																																																																																				
その他の教室 (1室に付)	町内居住者	300円	町内居住者	500円	町内居住者 800円																																																																																																				
	町外	600円	町外	800円	町外 1,400円																																																																																																				
校庭	町内居住者	300円	町内居住者	500円	町内居住者 800円																																																																																																				
	町外	600円	町外	800円	町外 1,400円																																																																																																				

大磯町立図書館の設置、管理等に関する条例 新旧対照表 (第12条関係)

改正案	現行																																																				
<p>第1条～第10条 省略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u> (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p style="text-align: center;"><u>(経過措置)</u></p> <p>2 この条例による改正後の規定は、施行日以後に行う施設の使用等に係る使用料、利用料金、観覧料及び手数料（以下「使用料等」という。）について適用し、施行日前に行った施設の使用等については、なお従前の例による。</p> <p style="text-align: center;"><u>(準備行為)</u></p> <p>3 この条例の改正後の規定による使用料等の徴収その他の必要な手続及び行為は、施行日前においても行うことができる。</p>	<p>第1条～第10条 省略</p>																																																				
<p>別表（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;"><u>会議室等使用料</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">使用料（1時間につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">会議室</td> <td style="text-align: center;">町内</td> <td style="text-align: right;">530円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">町外</td> <td style="text-align: right;">1,050円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小会議室</td> <td style="text-align: center;">町内</td> <td style="text-align: right;">320円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">町外</td> <td style="text-align: right;">630円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">和室</td> <td style="text-align: center;">町内</td> <td style="text-align: right;">320円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">町外</td> <td style="text-align: right;">630円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">使用料（1日につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">展示コーナー</td> <td style="text-align: center;">町内</td> <td style="text-align: right;">2,100円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">町外</td> <td style="text-align: right;">4,200円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料（1時間につき）		会議室	町内	530円	町外	1,050円	小会議室	町内	320円	町外	630円	和室	町内	320円	町外	630円	区分	使用料（1日につき）		展示コーナー	町内	2,100円	町外	4,200円	<p>別表（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;"><u>会議室等使用料</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">使用料（1時間につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">会議室</td> <td style="text-align: center;">町内</td> <td style="text-align: right;">500円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">町外</td> <td style="text-align: right;">1,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小会議室</td> <td style="text-align: center;">町内</td> <td style="text-align: right;">300円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">町外</td> <td style="text-align: right;">600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">和室</td> <td style="text-align: center;">町内</td> <td style="text-align: right;">300円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">町外</td> <td style="text-align: right;">600円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">使用料（1日につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">展示コーナー</td> <td style="text-align: center;">町内</td> <td style="text-align: right;">2,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">町外</td> <td style="text-align: right;">4,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料（1時間につき）		会議室	町内	500円	町外	1,000円	小会議室	町内	300円	町外	600円	和室	町内	300円	町外	600円	区分	使用料（1日につき）		展示コーナー	町内	2,000円	町外	4,000円
区分	使用料（1時間につき）																																																				
会議室	町内	530円																																																			
	町外	1,050円																																																			
小会議室	町内	320円																																																			
	町外	630円																																																			
和室	町内	320円																																																			
	町外	630円																																																			
区分	使用料（1日につき）																																																				
展示コーナー	町内	2,100円																																																			
	町外	4,200円																																																			
区分	使用料（1時間につき）																																																				
会議室	町内	500円																																																			
	町外	1,000円																																																			
小会議室	町内	300円																																																			
	町外	600円																																																			
和室	町内	300円																																																			
	町外	600円																																																			
区分	使用料（1日につき）																																																				
展示コーナー	町内	2,000円																																																			
	町外	4,000円																																																			

大磯町郷土資料館条例 新旧対照表（第13条関係）

19

改正案	現行																																												
<p>第1条～第12条 省略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p style="text-align: center;"><u>(経過措置)</u></p> <p>2 この条例による改正後の規定は、施行日以後に行う施設の使用等に係る使用料、利用料金、観覧料及び手数料（以下「使用料等」という。）について適用し、施行日前に行った施設の使用等については、なお従前の例による。</p> <p style="text-align: center;"><u>(準備行為)</u></p> <p>3 この条例の改正後の規定による使用料等の徴収その他の必要な手続及び行為は、施行日前においても行うことができる。</p> <p><u>別表第1（第8条関係）</u></p> <p style="text-align: center;">1 本館</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">観覧料（1人につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常設展</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>企画展</td> <td>特に必要と認めるとき510円以内において教育委員会 がその都度定める額</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">2 別館</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">観覧料（1人につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">個人</td> <td style="text-align: center;">大人</td> <td style="text-align: center;">510円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中学生・高校生</td> <td style="text-align: center;">210円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">20人以上の団体</td> <td style="text-align: center;">大人</td> <td style="text-align: center;">460円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中学生・高校生</td> <td style="text-align: center;">160円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">障がい者手帳の提示があった場合、 障がい者と介護者1人</td> <td style="text-align: center;">無料</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(備考)</u> 「障がい者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、児童福祉法</p>	区分	観覧料（1人につき）	常設展	無料	企画展	特に必要と認めるとき510円以内において教育委員会 がその都度定める額	区分		観覧料（1人につき）	個人	大人	510円	中学生・高校生	210円	20人以上の団体	大人	460円	中学生・高校生	160円	障がい者手帳の提示があった場合、 障がい者と介護者1人		無料	<p>第1条～第12条 省略</p> <p><u>別表第1（第8条関係）</u></p> <p style="text-align: center;">1 本館</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">観覧料（1人につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常設展</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>企画展</td> <td>特に必要と認めるとき500円以内において教育委員会 がその都度定める額</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">2 別館</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">観覧料（1人につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">個人</td> <td style="text-align: center;">大人</td> <td style="text-align: center;">500円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中学生・高校生</td> <td style="text-align: center;">200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">20人以上の団体</td> <td style="text-align: center;">大人</td> <td style="text-align: center;">450円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中学生・高校生</td> <td style="text-align: center;">150円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">障がい者手帳の提示があった場合、 障がい者と介護者1人</td> <td style="text-align: center;">無料</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(備考)</u> 「障がい者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、児童福祉法</p>	区分	観覧料（1人につき）	常設展	無料	企画展	特に必要と認めるとき500円以内において教育委員会 がその都度定める額	区分		観覧料（1人につき）	個人	大人	500円	中学生・高校生	200円	20人以上の団体	大人	450円	中学生・高校生	150円	障がい者手帳の提示があった場合、 障がい者と介護者1人		無料
区分	観覧料（1人につき）																																												
常設展	無料																																												
企画展	特に必要と認めるとき510円以内において教育委員会 がその都度定める額																																												
区分		観覧料（1人につき）																																											
個人	大人	510円																																											
	中学生・高校生	210円																																											
20人以上の団体	大人	460円																																											
	中学生・高校生	160円																																											
障がい者手帳の提示があった場合、 障がい者と介護者1人		無料																																											
区分	観覧料（1人につき）																																												
常設展	無料																																												
企画展	特に必要と認めるとき500円以内において教育委員会 がその都度定める額																																												
区分		観覧料（1人につき）																																											
個人	大人	500円																																											
	中学生・高校生	200円																																											
20人以上の団体	大人	450円																																											
	中学生・高校生	150円																																											
障がい者手帳の提示があった場合、 障がい者と介護者1人		無料																																											

改正案		
<p>(昭和 22 年法律第 164 号) 第 12 条第 1 項に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法 (昭和 35 年法律第 37 号) 第 12 条第 1 項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害との判定を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和 25 年法律第 123 号) 第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。</p>		
別表第 2 (第 9 条関係)		
1 研修室		
区分		使用料 (1 時間につき)
本館研修室	町内団体	510円
	町外団体	1,020円
別館研修室		310円
2 展示施設		
区分		使用料 (1 日につき)
本館廻廊		30,560円
別館展示・休憩室		6,120円
3 その他の施設		
区分		使用料
別館全館	1 日につき	122,230円
	1 時間につき	18,340円
別館食堂	1 日につき	20,380円
	1 時間につき	3,060円
別館和室	1 日につき	17,320円
	1 時間につき	2,550円
別館金の間	1 日につき	14,260円
	1 時間につき	2,040円
別表第 3 省略		

現行		
<p>(昭和 22 年法律第 164 号) 第 12 条第 1 項に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法 (昭和 35 年法律第 37 号) 第 12 条第 1 項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害との判定を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和 25 年法律第 123 号) 第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者。</p>		
別表第 2 (第 9 条関係)		
1 研修室		
区分		使用料 (1 時間につき)
本館研修室	町内団体	500円
	町外団体	1,000円
別館研修室		300円
2 展示施設		
区分		使用料 (1 日につき)
本館廻廊		30,000円
別館展示・休憩室		6,000円
3 その他の施設		
区分		使用料
別館全館	1 日につき	120,000円
	1 時間につき	18,000円
別館食堂	1 日につき	20,000円
	1 時間につき	3,000円
別館和室	1 日につき	17,000円
	1 時間につき	2,500円
別館金の間	1 日につき	14,000円
	1 時間につき	2,000円
別表第 3 省略		

大磯町生涯学習館条例 新旧対照表（第14条関係）

改正案			現行		
第1条～第10条 省略			第1条～第10条 省略		
<p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> 1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p><u>(経過措置)</u> 2 この条例による改正後の規定は、施行日以後に行う施設の使用等に係る使用料、利用料金、観覧料及び手数料（以下「使用料等」という。）について適用し、施行日前に行った施設の使用等については、なお従前の例による。</p> <p><u>(準備行為)</u> 3 この条例の改正後の規定による使用料等の徴収その他の必要な手続及び行為は、施行日前においても行うことができる。</p>					
<u>別表（第5条関係）</u>			<u>別表（第5条関係）</u>		
<u>研修室等使用料</u>			<u>研修室等使用料</u>		
<u>区分</u>		<u>使用料（1時間につき）</u>	<u>区分</u>		<u>使用料（1時間につき）</u>
研修室	町内	530円	研修室	町内	500円
	町外	1,050円		集会室	町外
集会室	町内	530円	講習室		町内
	町外	1,050円			町外
講習室	町内	320円			
	町外	630円			

大磯町駐車場使用料条例 新旧対照表 (第 15 条関係)

改正案

現行

第 1 条～第 13 条 省略

第 1 条～第 13 条 省略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の規定は、施行日以後に行う施設の使用等に係る使用料、利用料金、観覧料及び手数料（以下「使用料等」という。）について適用し、施行日前に行った施設の使用等については、なお従前の例による。

(準備行為)

3 この条例の改正後の規定による使用料等の徴収その他の必要な手続及び行為は、施行日前においても行うことができる。

別表第 1 省略

別表第 2 (第 7 条関係)

種別	使用料 (1 回につき)
普通自動車 小型自動車 軽自動車	320 円
バス マイクロバス	630 円

備考

- 「普通自動車」とは、省令別表第 1 に規定する普通自動車のうち貨物の運送の用に供する普通自動車及び人の運送の用に供する乗車定員 11 人以上の普通自動車を除いたものをいう。
- 「小型自動車」とは、省令別表第 1 に規定する小型自動車のうち二輪自動車を除いたものをいう。

別表第 1 省略

別表第 2 (第 7 条関係)

種別	使用料 (1 回につき)
普通自動車 小型自動車 軽自動車	300 円
バス マイクロバス	600 円

備考

- 「普通自動車」とは、省令別表第 1 に規定する普通自動車のうち貨物の運送の用に供する普通自動車及び人の運送の用に供する乗車定員 11 人以上の普通自動車を除いたものをいう。
- 「小型自動車」とは、省令別表第 1 に規定する小型自動車のうち二輪自動車を除いたものをいう。

改正案	現行
<p>3 「軽自動車」とは、省令別表第1に規定する軽自動車のうち二輪自動車を除いたものをいう。</p>	<p>3 「軽自動車」とは、省令別表第1に規定する軽自動車のうち二輪自動車を除いたものをいう。</p>
<p>4 「バス」とは、省令別表第1に規定する普通自動車のうち人の運送の用に供する乗車定員30人以上のものをいう。</p>	<p>4 「バス」とは、省令別表第1に規定する普通自動車のうち人の運送の用に供する乗車定員30人以上のものをいう。</p>
<p>5 「マイクロバス」とは、省令別表第1に規定する普通自動車のうち人の運送の用に供する乗車定員11人以上29人以下のものをいう。</p>	<p>5 「マイクロバス」とは、省令別表第1に規定する普通自動車のうち人の運送の用に供する乗車定員11人以上29人以下のものをいう。</p>

大磯町営自転車等駐車場条例 新旧対照表（第16条関係）

改正案			現行		
第1条～第12条 省略			第1条～第12条 省略		
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の規定は、施行日以後に行う施設の使用等に係る使用料、利用料金、観覧料及び手数料（以下「使用料等」という。）について適用し、施行日以前に行った施設の使用等については、なお従前の例による。</p> <p>(準備行為)</p> <p>3 この条例の改正後の規定による使用料等の徴収その他の必要な手続及び行為は、施行日以前においても行うことができる。</p>					
別表第2（第5条関係）			別表第2（第5条関係）		
区分	駐車料		区分	駐車料	
	常時駐車（月額）	随時駐車（1回）		常時駐車（月額）	随時駐車（1回）
自転車	1,580円	120円	自転車	1,550円	110円
原動機付自転車	2,630円	230円	原動機付自転車	2,580円	220円
普通自動二輪車（総排気量が0.125リットル以下のものに限る。）	3,680円	330円	普通自動二輪車（総排気量が0.125リットル以下のものに限る。）	3,610円	320円

大磯町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 新旧対照表 (第 17 条関係)

改正案			現行		
第 1 条～第15条 省略			第 1 条～第15条 省略		
<p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日（以下「<u>施行日</u>」という。）から施行する。</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 この条例による改正後の規定は、<u>施行日以後に行う施設の使用等に係る使用料、利用料金、観覧料及び手数料（以下「<u>使用料等</u>」という。）について適用し、施行日前に行った施設の使用等については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>(準備行為)</u></p> <p>3 この条例の改正後の規定による使用料等の徴収その他の必要な手続及び行為は、<u>施行日前においても行うことができる。</u></p>					
<u>別表（第 12 条関係）</u>			<u>別表（第 12 条関係）</u>		
種別	取扱区分		手数料		
し尿	定額料金	一般家庭及びこれに準ずるものから排出されるもので、世帯及び人員によるもの	世帯割 1 世帯につき 190 円	一般家庭及びこれに準ずるものから排出されるもので、世帯及び人員によるもの	世帯割 1 世帯につき 180 円
		従量料金 (定額によることが不適当と認められるもの)	1 リットルにつき 8 円		人数割 1 人につき 170 円
	上記以外のもの	1 リットルにつき 11 円	従量料金 (定額によることが不適当と認められるもの)	1 リットルにつき 7 円	1 リットルにつき 10 円
動物の死体			町が指定する処理施設へ搬入する場合		

改正案				現行			
			1 体につき 2,620 円 町が収集運搬する場 合 1 体につき 3,150 円				1 体につき 2,500 円 町が収集運搬する場 合 1 体につき 3,000 円
特定家 庭用機 器廃棄 物	運搬料金	特定家庭用機器再商品 化法（平成 10 年法律第 97 号）に定める料金を支払 ったもので、かつ、同法に定 める指定引取場所へ町が 運搬するとき。	1 個につき 2,100 円	特定家 庭用機 器廃棄 物	運搬料金	特定家庭用機器再商品 化法（平成 10 年法律第 97 号。）に定める料金を支払 ったもので、かつ、同法に 定める指定引取場所へ町 が運搬するとき。	1 個につき 2,000 円
上記以 外の一 般廃棄 物	搬入料金	事業活動及びこれに準 ずるものから排出される もので、町が指定する処理 施設へ搬入するとき。	10 キログラムにつき 240 円	上記以 外の一 般廃棄 物	搬入料金	事業活動及びこれに準 ずるものから排出される もので、町が指定する処理 施設へ搬入するとき。	10 キログラムにつき 220 円
		一般家庭及びこれに準 ずるものから排出される もので、町が指定する処理 施設へ搬入するとき。	10 キログラムにつき 110 円			一般家庭及びこれに準 ずるものから排出される もので、町が指定する処理 施設へ搬入するとき。	10 キログラムにつき 100 円
	収集運搬 料金	一般家庭及びこれに準 ずるものから排出される もので、臨時に町が収集運 搬するとき。	10 キログラムにつき 160 円	収集運搬 料金	一般家庭及びこれに準 ずるものから排出される もので、臨時に町が収集運 搬するとき。	10 キログラムにつき 150 円	
		一般家庭及びこれに準 ずるものから排出される 規則で定める粗大ごみで、 町が収集運搬するとき。	1 個につき 530 円			一般家庭及びこれに準 ずるものから排出される 規則で定める粗大ごみで、 町が収集運搬するとき。	1 個につき 500 円
備考 1 し尿の手数料を徴収するものについて、月の途中で異動を生じた場合				備考 1 し尿の手数料を徴収するものについて、月の途中で異動を生じた場合			

改正案	現行
<p>等の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p><u>イ 月の途中で、世帯人員に異動を生じた場合、その月の処理手数料は、当該月の初日（月の中途から収集申込みをしたときは、当該申込日の翌月）現在の人数により、徴収するものとする。</u></p> <p>2 <u>し尿及び動物の死体以外の一般廃棄物の手数を算出する基礎となる数量が10キログラム未満のとき、又はその数量に10キログラム未満の端数があるときは、その数量を10キログラムとして計算する。</u></p>	<p>等の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p><u>イ 月の途中で、世帯人員に異動を生じた場合、その月の処理手数料は、当該月の初日（月の中途から収集申込みをしたときは、当該申込日の翌月）現在の人数により、徴収するものとする。</u></p> <p>2 <u>し尿及び動物の死体以外の一般廃棄物の手数を算出する基礎となる数量が10キログラム未満のとき、又はその数量に10キログラム未満の端数があるときは、その数量を10キログラムとして計算する。</u></p>